

## 奈良市指定管理者選定委員会 審査結果

### 1 施設の名称

入江泰吉記念奈良市写真美術館

### 2 委員

委員長	萩原 雅也	( 大阪樟蔭女子大学 学芸学部 教授 )
委員	青木 幸子	( 青木幸子税理士事務所 )
委員	佐野 純子	( 奈良国際交流ボランティア協会 事務局長 )
委員	増田 達男	( 奈良市総務部 次長 )
委員	中川 昌美	( 奈良市市民部 次長 )

(令和元年 8 月 16 日委嘱)

### 3 募集の概要

公募せず、一般財団法人奈良市総合財団に限定して申請を求め、令和元年 9 月 30 日に申請があった。

### 4 審査の工程

- (1) 第 1 回会議 (令和元年 8 月 27 日) 委員長の選出・審査方法の決定
  - 奈良市指定管理者選定委員会審査要領及び審査項目表を定め、これらに基づいて審査を行うことを決定した。
- (2) 第 2 回会議 (令和元年 10 月 18 日日開催) 書類審査・審査結果の決定

### 5 審査の結果

一般財団法人奈良市総合財団を指定候補者として選定することが適当である。

[理由]

一般財団法人奈良市総合財団は、施設管理事業実施計画や企画事業実施計画において優れており、その他の観点を総合的に考慮した結果、選定の基準を満たし、効果的に当該公の施設の設置の目的を達成できると認めため。

特に企画事業実施計画は、入江作品だけでなく他の写真家を招いた展覧会を開催するなどの新たな客層の取り込みを目指していることを高く評価した。

### 6 別添資料

- ① 奈良市指定管理者選定委員会 審査要領
- ② 奈良市指定管理者選定委員会 審査項目表
- ③ 奈良市指定管理者選定委員会 採点集計表

## 奈良市指定管理者選定委員会 審査結果

### 1 施設の名称

名勝大乘院庭園文化館

### 2 委員

委員長	萩原 雅也	( 大阪樟蔭女子大学 学芸学部 教授 )
委員	青木 幸子	( 青木幸子税理士事務所 )
委員	佐野 純子	( 奈良国際交流ボランティア協会 事務局長 )
委員	増田 達男	( 奈良市総務部 次長 )
委員	中川 昌美	( 奈良市市民部 次長 )

(令和元年 8 月 16 日委嘱)

### 3 募集の概要

公募せず、株式会社奈良ホテルに限定して申請を求め、令和元年 9 月 30 日に申請があった。

### 4 審査の工程

- (3) 第 1 回会議 (令和元年 8 月 27 日) 委員長の選出・審査方法の決定
- 奈良市指定管理者選定委員会審査要領及び審査項目表を定め、これらに基づいて審査を行うことを決定した。
- (4) 第 2 回会議 (令和元年 10 月 18 日日開催) 書類審査・審査結果の決定

### 5 審査の結果

株式会社奈良ホテルを指定候補者として選定することが適当である。

[理由]

株式会社奈良ホテルは、施設管理事業実施計画や企画事業実施計画において優れており、その他の観点を総合的に考慮した結果、選定の基準を満たし、効果的に当該公の施設の設置の目的を達成することができると認めため。

特に企画事業実施計画は、定員・規模に限界がある中で、文化施設として新たな集客提案がなされ入場者の増加を目指していることを高く評価した。

### 6 別添資料

- ① 奈良市指定管理者選定委員会 審査要領
- ② 奈良市指定管理者選定委員会 審査項目表
- ③ 奈良市指定管理者選定委員会 採点集計表

## 奈良市指定管理者選定委員会 審査結果

### 1 施設の名称

奈良市杉岡華邨書道美術館

### 2 委員

委員長	萩原 雅也	( 大阪樟蔭女子大学 学芸学部 教授 )
委員	青木 幸子	( 青木幸子税理士事務所 )
委員	佐野 純子	( 奈良国際交流ボランティア協会 事務局長 )
委員	増田 達男	( 奈良市総務部 次長 )
委員	中川 昌美	( 奈良市市民部 次長 )

(令和元年 8 月 16 日委嘱)

### 3 募集の概要

公募せず、一般財団法人奈良市総合財団に限定して申請を求め、令和元年 9 月 30 日に申請があった。

### 4 審査の工程

- (5) 第 1 回会議 (令和元年 8 月 27 日) 委員長の選出・審査方法の決定
- 奈良市指定管理者選定委員会審査要領及び審査項目表を定め、これらに基づいて審査を行うことを決定した。
- (6) 第 2 回会議 (令和元年 10 月 18 日日開催) 書類審査・審査結果の決定

### 5 審査の結果

一般財団法人奈良市総合財団を指定候補者として選定することが適当である。

[理由]

一般財団法人奈良市総合財団は、類似事業の実績、ノウハウや杉岡華邨の顕彰及び杉岡華邨作品の保存・活用に対する考え方において優れており、その他の観点を総合的に考慮した結果、選定の基準を満たし、効果的に当該公の施設の設置の目的を達成することができるものと認めたため。

特に類似事業の実績、ノウハウは、開館当初から管理運営に従事してきた実績、類似事業の実績が多く、ノウハウの蓄積があることを高く評価した。

### 6 別添資料

- ① 奈良市指定管理者選定委員会 審査要領
- ② 奈良市指定管理者選定委員会 審査項目表
- ③ 奈良市指定管理者選定委員会 採点集計表